

広島県告示第七百九十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、県営東町住宅、県営中之町住宅、県営倉之内住宅、県営七宝住宅、県営明神住宅、県営須波住宅、県営宗郷住宅、県営円一住宅及び県営皆実住宅並びに県営東町住宅駐車場、県営中之町住宅駐車場、県営倉之内住宅駐車場、県営七宝住宅駐車場、県営明神住宅駐車場、県営須波住宅駐車場、県営宗郷住宅駐車場、県営円一住宅駐車場及び県営皆実住宅駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

株式会社堀田組 代表取締役 河本 泰行

株式会社誠和 代表取締役 河本 一志

2 主たる事務所の所在地

尾道市新浜一丁目九番二十二号

尾道市新浜一丁目一四番一一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

指定管理者の代表者

2 変更内容

	変 更 前	変 更 後
	株式会社堀田組 代表取締役 河本 一志	株式会社堀田組 代表取締役 河本 泰行

三 変更年月日

令和二年六月一日